

長浜市訓令第15号

長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成28年長浜市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第2号中「外部委託管理」を「委託管理」に改める。

第6条第7号中「外部委託」を「業務委託」に改め、同条第8号中「外部サービスの」を「業務委託及び外部サービスの」に改め、同号ア中「外部委託する」を「業務委託を行う」に、「外部委託事業者を」を「委託事業者を」に、「外部委託事業者に」を「委託事業者に」に改め、同号イ中「約款による」を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。